

令和 3 年 7 月  
国 税 庁

「電子帳簿保存法関係申請書等の様式の制定について」  
の一部改正について（法令解釈通達）の概要

「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年大蔵省令第 43 号）」等の一部改正に伴い、押印に関する規定が廃止されたため、「電子帳簿保存法関係申請書等の様式の制定について」（法令解釈通達）に所要の整備を行うものです。